

職場における熱中症対策の改正について

(安衛則第6 1 2条の2 他)

■ 職場における熱中症対策

熱中症の重症化防止措置

労働安全衛生規則第612条の2

の新設

令和7年6月1日施行

- 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、あらかじめ以下の内容を事業場ごとに実施すること

- ① 報告体制を整備し、関係作業員に対して周知すること
- ② 熱中症症状の悪化を防止するため必要な措置に関する内容
実施手順
を定め、関係作業員に対して周知すること

※熱中症を生ずるおそれのある作業とは、WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業のことをいう

熱中症の予防措置

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」

令和8年3月策定

- 労働安全衛生関係法令と相まって、職場における熱中症防止のための労働衛生管理体制の確立
作業環境管理・作業管理
健康管理・労働衛生教育 等
の熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を一体的に示し、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組む
- ガイドラインの対象は、熱中症のおそれのある全ての作業
（作業内容や作業場所（屋内外）等を問わない。）

基本的な考え方（発生後の措置）

発見

- 体調不良者の早期発見と重症化の防止
- 見つけた、見つけるための体制整備

判断

- 手順作成で適切な初期対応の実施
- 救急隊への連絡、重症化の防止など

処置

- 身体の冷却が最優先、一人は付き添う
- 悩んだら医療機関への搬送

■ 職場における熱中症防止のためのガイドライン（令和8年3月18日付け）

第1 目的

職場における熱中症防止を図ること

第2 熱中症リスクの評価

- 1 有害性の要因の特定
- 2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握
- 3 熱中症リスクの評価・検討

第3 熱中症リスクに応じた措置

- | | |
|----------------|----------|
| 1 労働衛生管理体制の確立等 | 4 健康管理 |
| 2 作業環境測定 | 5 労働衛生教育 |
| 3 作業管理 | 6 異常時の措置 |

(1) 熱中症リスクの評価①

① 有害性の要因の特定

まず、事業場において、熱中症リスクとなり得る暑熱に関する要因があるかを特定する。

熱中症リスクとなり得る暑熱に関する要因

◆ 身体からの熱放散の阻害要因

- ・ 高温、多湿な作業環境
- ・ 連続作業
- ・ 通気性や透湿性の低い衣服や保護具

◆ 身体からの熱産生の上昇要因

- ・ 身体作業負荷の大きい作業 など

(1) 熱中症リスクの評価②

② 湿球黒球温度の値（WBGT値）※の把握

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合したWBGT指数計を使用して、実際の作業現場でWBGT値を測定する。実測できない場合には、環境省熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握する。

※ WBGT値とは・・・暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

③ 熱中症リスクの評価・検討

【WBGT基準値の活用方法】

1. **表1**（スライド5）に基づいて、着衣補正を行う。
2. **表2**（スライド6）に基づいて、身体作業強度とWBGT基準値を比べる。

WBGT基準値を超える場合には、以下のような熱中症予防対策を実施する。

- ・ 冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・ 身体作業強度の低い作業に変更すること
- ・ WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること 等

なお、WBGT基準値を超えない場合であっても、熱中症リスクがあるときは、同様に熱中症予防対策を行うことが望ましい。

(1) 熱中症リスクの評価③

表1 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	WBGT基準値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層のSMS不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透過性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透過性つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フード付き単層の不透過性つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなしの不透過性のつなぎ服	—————	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの3層構造からなる不織布である。

注記3 ポリオレフィン、ポリエチレン、ポリプロピレン、並びにその共重合体などの総称である。

(1) 熱中症リスクの評価④

表2 身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

(2) 熱中症リスクに応じた措置①

(1) の結果に基づき、実施することが適切な対策を以下に掲げる措置から選択して実施する。

1 労働衛生管理体制の確立等

各種管理者の選任、作業手順・計画の策定、報告体制の整備、関係作業員への周知 等

2 作業環境管理

作業環境における有害因子の状態の把握と良好な状態での管理・環境整備

3 作業管理

作業時間や作業量の適正化や作業負荷の軽減

4 健康管理

健康診断結果に基づく対応や日常の健康管理

5 労働衛生教育

各種管理者や作業従事者に対する教育

労働衛生の5管理

労働衛生の3管理

6 異常時の措置

7 その他

(2) 熱中症リスクに応じた措置②

1 労働衛生管理体制の確立等

(1) 各種管理者等の選任と役割

衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者を中心に、熱中症防止対策について検討させるとともに、事業場における熱中症防止に係る**責任体制の確立**を図ること。

(2) 作業手順・作業計画の策定

夏季の暑熱環境下における作業に対する**作業手順・作業計画を策定**すること。

(3) 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

熱中症を生ずるおそれのある作業※を行わせるときは、作業従事者に熱中症の自覚症状がある場合や、熱中症が生じた疑いがあることを他の者が発見した場合にその旨を**報告させるための体制を整備**し、関係者に周知すること。

また、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じての医師の診察又は処置を受けさせることその他**熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順や緊急連絡先を定め**、作業従事者に対し、当該措置の内容及びその手順等を**周知**させなければならないこと。

⇒ 参考：図1及び2（スライド9及び10）

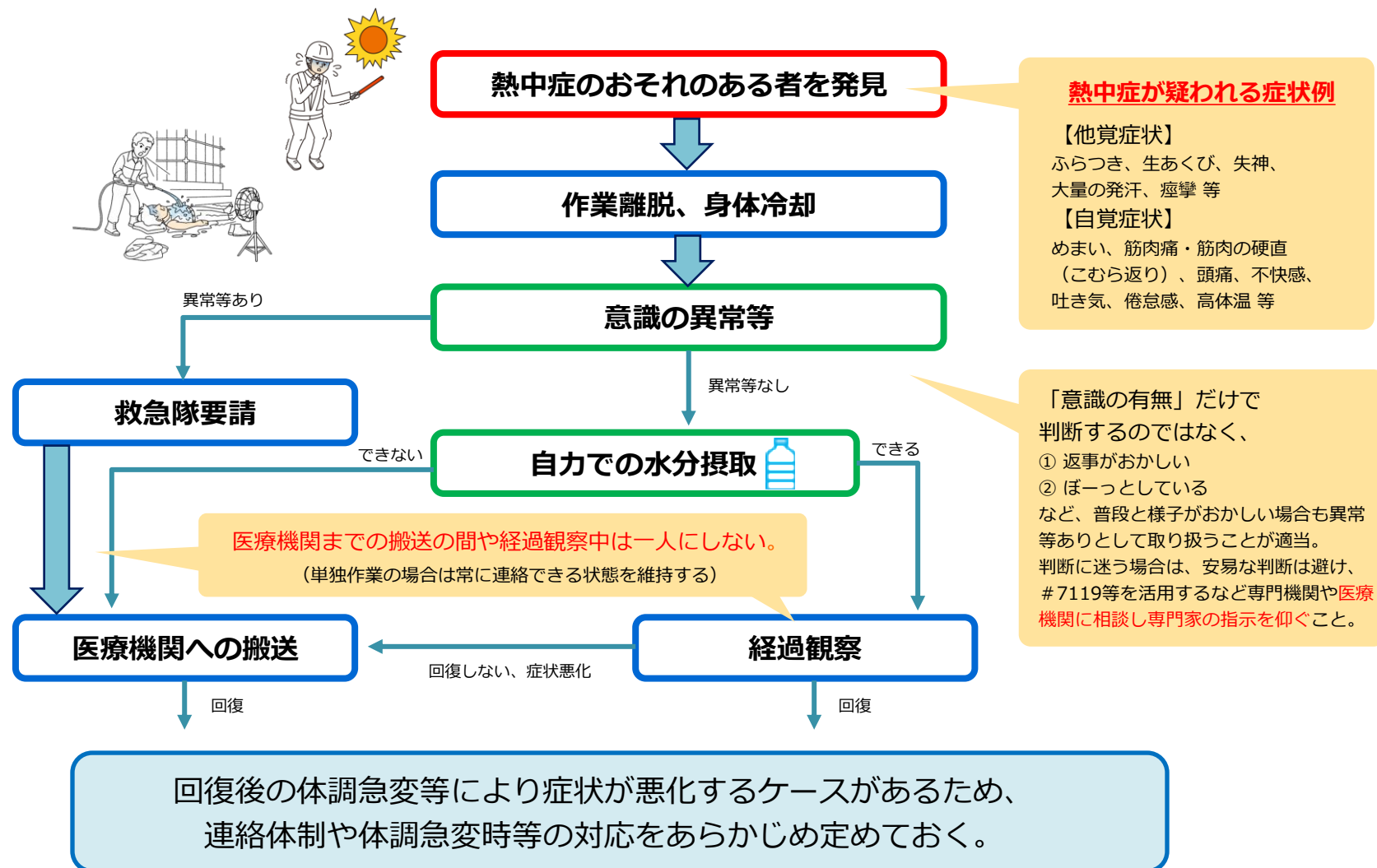
**労働安全衛生規則の改正にて
事業者には義務付けられた措置**

※「熱中症のおそれのある作業」とは・・・

WBGT値が28度以上又は気温が31度以上の場所において継続して1時間以上又は1日4時間を超えて行われることが見込まれる作業」のこと。

(2) 熱中症リスクに応じた措置③

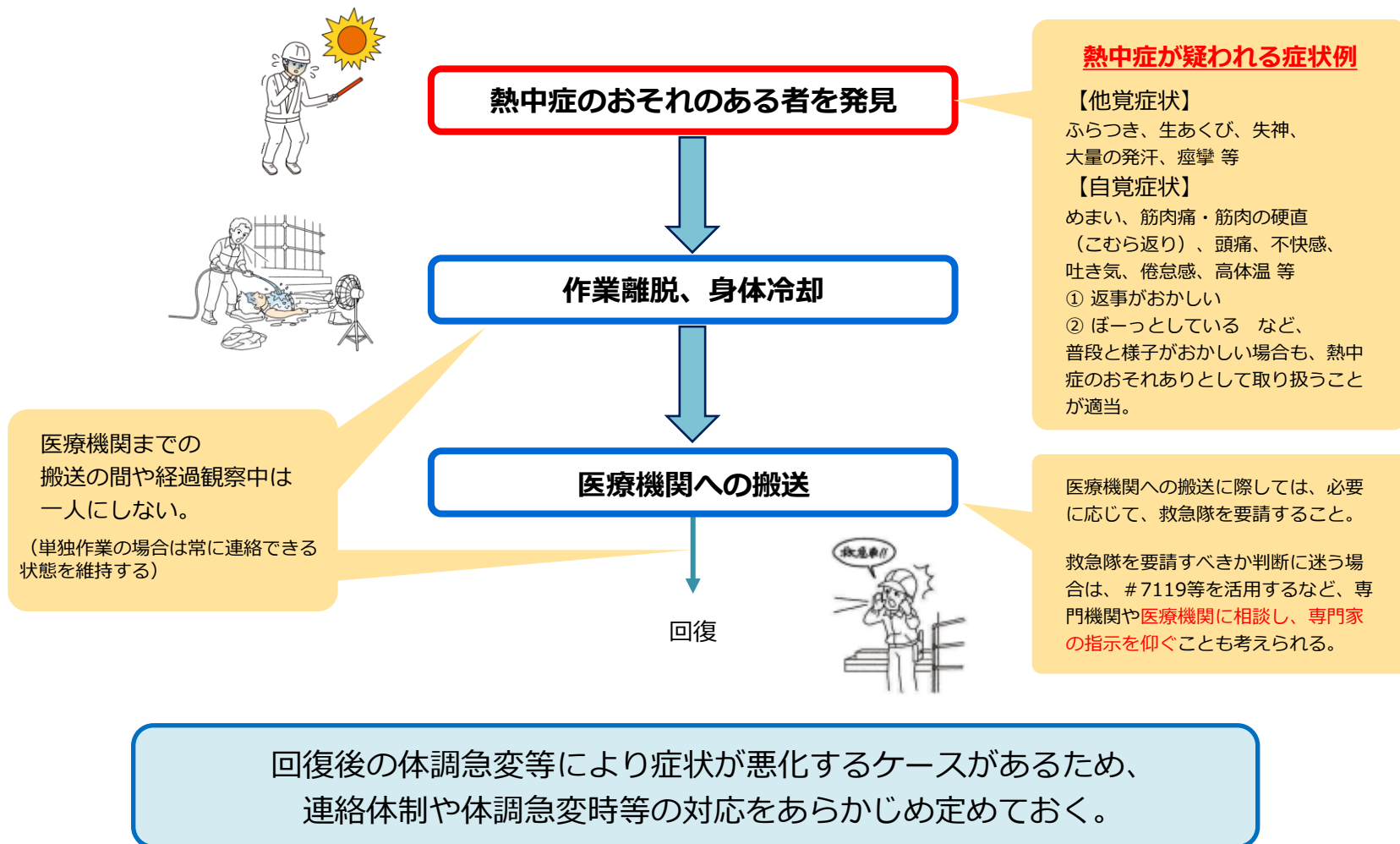
図1 手順例①（熱中症による健康障害発生時の対応計画）



※必ずしもこれらによらず、作業場所及び作業内容の実態を踏まえて、事業場独自の手順等を定めて差し支えない。

(2) 熱中症リスクに応じた措置④

図2 手順例②（熱中症による健康障害発生時の対応計画）



※必ずしもこれらによらず、作業場所及び作業内容の実態を踏まえて、事業場独自の手順等を定めて差し支えない。

(2) 熱中症リスクに応じた措置⑤

2 作業環境管理

(1) WBGT値の低減

WBGT基準値を超えている又は超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、WBGT値低減対策を講ずること。

WBGT値低減対策の例：

- ・ 高温多湿作業場所に、発熱体と作業従事者の間に熱を遮ることのできる**遮へい物等を設ける**。
- ・ 屋外の高温多湿作業場所には、直射日光や周囲の壁面、地面からの照り返しを遮ることができる**簡易な屋根等を設ける**。
- ・ 高温多湿作業場所に、**通風・冷房設備や散水設備等を設ける**。

(2) 休憩場所の整備等

作業場所の近くに**冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所**を確保すること。
なお、休憩場所の確保にあたっては**広さや設備・物品に留意すること**。

休憩場所の確保に当たって留意する点：

- ・ 港湾などの広い場所の場合は、休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。
- ・ 休憩場所は、足を伸ばして横になれる広さを確保すること。
- ・ 空調設備、氷、アイススラシー等の身体を適度に冷やすことのできる設備又は物品を設けること。
- ・ 電気、水道等のインフラが使用できない場所であっても、日傘や日よけテント等により日陰を作ることなどが有効であること。
- ・ 高温多湿作業場所の近傍に飲料水、スポーツドリンク、経口補水液、塩飴等の備付け等を行うこと。熱中症のおそれのある作業従事者を発見し、作業離脱、身体冷却を行う際、当該作業従事者を、救急搬送前などに一時的に休憩させる場合は、休憩する者を一人きりにしないこと。

(2) 熱中症リスクに応じた措置⑥

3 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

作業手順・作業計画に基づき、作業の状況等に応じて、熱中症予防対策を実施するよう努めること。

熱中症予防対策の例：

- **作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮する**よう努めること。休憩時間については、WBGT基準値に応じたものとする。
- 着衣補正值を加えたWBGT値がWBGT基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこと。やむを得ず作業を行うときは、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定すること。
- **身体作業強度が高い作業を避ける**こと。
- 可能であれば、日陰の場所に作業場所を変更すること。

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者に作業に従事させる場合には、**暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設ける**こと。

特に、以下の場合等においては、通常、当該作業従事者は暑熱順化していないことに留意し、暑熱順化プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、WBGT値に応じた作業の中断等を徹底すること。

- 梅雨から夏季になる時期において、気温等が急に上昇した高温多湿作業場所で作業を行う場合
- 新規入職者などが新たに当該作業を行う場合
- 作業従事者が長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合

(2) 熱中症リスクに応じた措置⑦

3 作業管理

(3) プレクーリング

WBGT値が高い暑熱環境下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、**作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングを検討すること。**

(4) 水分および塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分および塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(5) 服装による身体冷却

- ・ **熱を吸収、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装**を着用させること。
- ・ 直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備すること。
- ・ 服装等の選定に当たっては、作業の実態に合わせ、送風や送水により**身体を冷却する機能を持つ服※**やヘルメットの中から適切なものを採用するなど、作業中の深部体温上昇を抑制するものを積極的に採用すること。

※ 身体を冷却する機能を持つ服を着用することは一定程度有効ではあるが、そのみでは熱中症を防止することは困難であるため、他の対策と組み合わせて実施することが望ましい。

(6) 作業中の巡視

高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、声をかける等して作業従事者の健康状態を確認すること。

(2) 熱中症リスクに応じた措置⑧

4 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

安衛則第43条、第44条及び第45条の規定に基づく健康診断、及び、安衛法第66条の4及び第66条の5の規定に基づく措置の徹底を図ること。

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。

(3) 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行うこと。

5 労働衛生教育

事業場で熱中症防止対策に関わる**熱中症予防管理者、職長等現場で作業従事者を指揮する者及び作業従事者**に対し、(1)～(5)に掲げる労働衛生教育を行うことが望ましい。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例

(5) 関係法令等 ※ 熱中症予防管理者及び職長等現場で作業従事者を指揮する者が対象

(2) 熱中症リスクに応じた措置⑨

6 異常時の措置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合、周囲の作業従事者等は、必ず一旦、熱中症が疑われる作業従事者を作業から離し、救急処置として涼しい場所で当該者の身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行わせること。また、症状に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。

⇒ 参考：表3 熱中症の症状と分類（スライド16）

7 その他

(1) 実施時期

夏季に円滑かつ継続的に実施できるよう、おおむね4月中までに準備することが望ましい。特に、気温が急激に上昇する時期や、猛暑日等は、熱中症の発生リスクが高くなる傾向があることから、作業従事者に対して、いつも以上に注意喚起することが重要である。

(2) いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について

当該労働者を使用する事業者は、特に夏季においては、これらの労働者に対しても、法令や本ガイドラインに基づく措置を講じること。

(3) 注文者や作業場所管理事業者による配慮

- ・ 注文者については、経費や工期・納期について配慮することが望ましい。
- ・ 作業場所管理事業者については、当該場所で作業する作業従事者が熱中症を発症した際は、当該作業従事者の緊急連絡先や医療機関に連絡することが望ましい。また、当該場所での作業を請け負った事業者から休憩場所について要望等を受けた場合は、誠実に協議して適切に対応することが望ましい。
- ・ 注文を受けた者は、熱中症の発症や重篤化を防ぐために作業中に作業従事者が休憩等する可能性があることについては、あらかじめ注文者や作業場所管理事業者に対して伝達することが望ましい。

(4) 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について

本ガイドライン等を参考に自ら熱中症防止に取り組むことが必要であることに留意すること。

(2) 熱中症リスクに応じた措置

表3 熱中症の症状と分類

分類	症状	重症度
I 度	・ めまい・生あくび・失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともあります。 ・ 筋肉痛、筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウムなど）の欠乏により生じます。これを“熱けいれん”と呼ぶこともあります。 ・ 大量の発汗	軽度
II 度	・ 頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から「熱疲労」と言われていた状態です。 ・ 集中力や判断力の低下	中度
III度・IV度	・ 意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、からだにガクガクとひきつけがある、真直ぐ走れない・歩けないなど。 ・ 高体温 体に触ると熱いという感触があります。従来から「熱射病」や「重度の日射病」と言われていたものがこれに相当します。	重度

元方事業者等の措置義務対象の拡大

(改正 安衛法第29条～30条の3等)

- ・令和3年5月の「建設アスベスト訴訟」最高裁判決において、労働安全衛生法第22条の規定は、**労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨である**との判断がされた。
- ・これを受けて、個人事業者等自身や事業者（注文者等）に必要な措置を義務付ける。

建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえた 個人事業者等に対する安全衛生対策の全体像

		個人事業者等の 危険有害業務		個人事業者等の 危険有害業務以外の業務
		有害業務に伴う 健康障害の防止	危険の防止	過重労働、メンタルヘルス等の 健康管理対策
措置の 主体	事業者 ※ 事業者（労働者を使用する者）の事業場で行われる作業に伴うリスクへの対応	最高裁判決を受け、速やかに関係省令を改正 令和4年改正 【対応状況】 令和4年4月15日公布 令和5年4月1日施行	観点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策） ⇒ 検討会での議論を踏まえ、法第20条等に基づく関係省令を改正 【対応状況】 令和6年改正 令和6年4月30日公布 令和7年4月1日施行	観点2 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等） ⇒ 検討会での議論を踏まえ、個人事業者自身や注文者等の実施事項をガイドライン等により推奨 【対応状況】 令和6年5月28日付で「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定 Q&Aも併せてHP掲載 令和6年 ガイドライン策定
	注文者等 ※ 注文者や注文者以外の機械リース業者等が発生させるリスクへの対応	観点3 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（注文者等、個人事業者自身による対策） ● 注文者（発注者）による措置のあり方 ● 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方 ● 個人事業者自身による措置のあり方 ● 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等 ⇒ 検討会での議論を踏まえ、今回の労働安全衛生法改正にて対応 今回・令和7年改正 【対応状況】 令和7年5月14日公布、公布日以降順次施行		
	個人事業者等			

■ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

■ 注文者（※）の責務の範囲の明確化 （※）仕事を他人に請け負わせる者。

R7.5.14 施行

作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を注文時に付さない配慮規定が**建設工事以外の注文者に拡大**。

■ 注文者等が行う措置の対象に「個人事業者」を含める

R8.4.1 施行

- ① 建設業等の元方事業者が実施する統括管理の対象を個人事業者を含む「**作業従事者**」に拡大。
- ② リース機械等の貸与者が構すべき措置の対象に個人事業者を含める。

■ 注文者（※）等が講じる措置

R9.4.1 施行

3業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、混在作業場所を管理する者（**作業場所管理事業者**）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める。

■ 個人事業者等（※）自身が講じる措置

R9.4.1 施行

（※）事業を行う者で労働者を使用しないもの。中小事業の事業主、役員を含む。

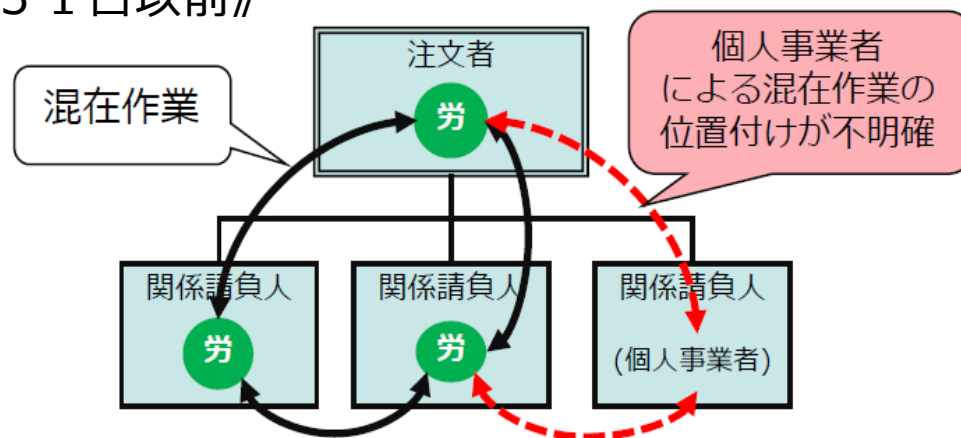
- ① 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止。
- ② 車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査等の実施。
- ③ 危険有害業務に従事する場合の特別教育受講義務。

■ 災害報告制度

R9.1.1 施行

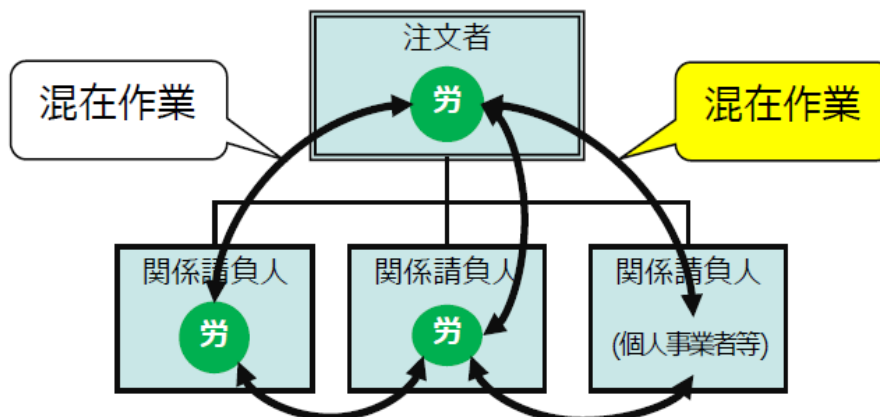
- ① 死傷災害が発生した場合、特定注文者（※）が労働基準監督署に遅滞なく報告。
（※）個人事業者等が行う仕事の注文者であって、個人事業者等から見て直近上位のもの
- ② 死傷者が中小企業経営者や役員の場合、所属企業が労働基準監督署に報告。

《令和8年3月31日以前》

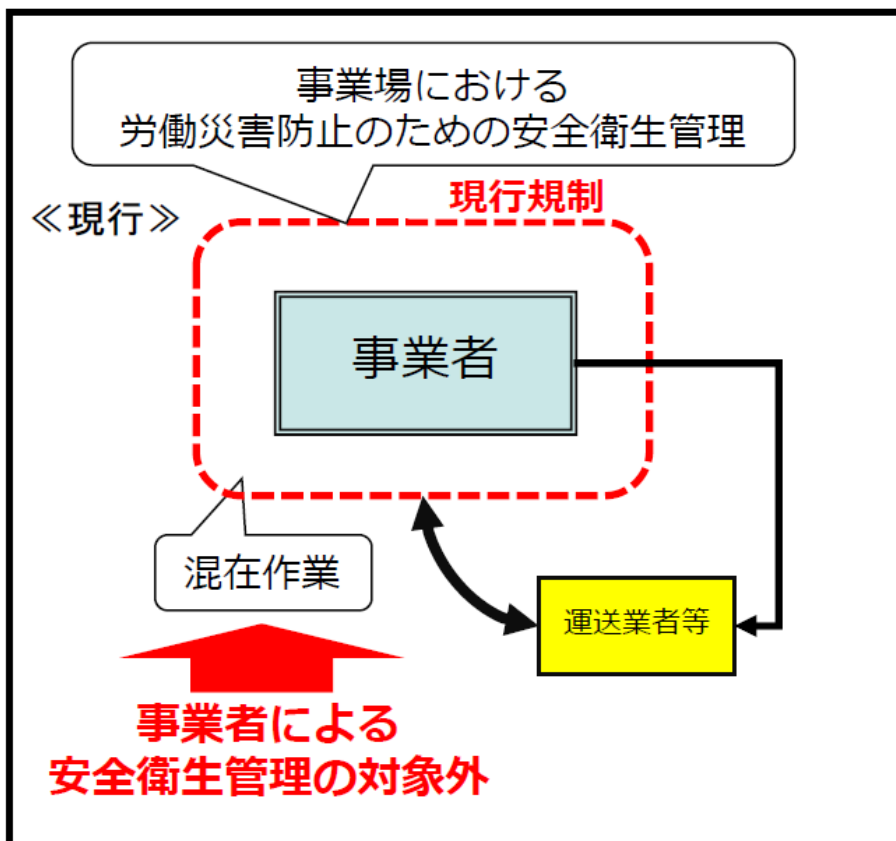


個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

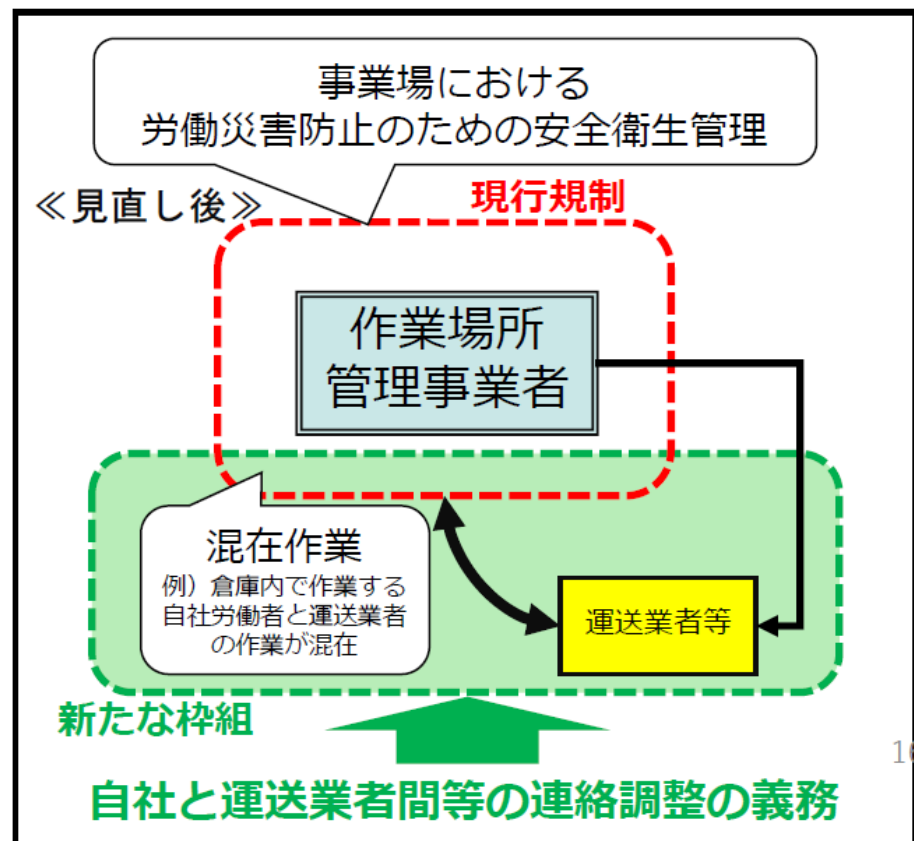
《令和8年4月1日施行》



《現行》



《令和9年4月1日施行》



垣根のない安全衛生行政へ

